

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に会社を退職した後、すぐに市支所で国民年金の加入手続をし、その後、3 か月ごとに夫婦の保険料を納付していた。ところが、申立期間について、一緒に納付していた妻は納付済みなのに、私だけが未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月に国民年金に加入後、申立期間を除き、60 歳になるまでの国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も、51 年 2 月までの任意加入期間の一部を除き、申立人と同様、保険料を納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の妻は申立期間に係る保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人とその妻は、申立期間以後の昭和 52 年度の保険料を昭和 54 年 2 月に一括納付しているが、この段階で、申立期間が未納とされているのであれば納付するのが自然であるところ、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで
両親は国民年金制度発足当初から加入し、国民年金保険料を1か月も欠かさず納付している。私の申立期間に係る国民年金保険料は母が納付してくれていたため、未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、納付状況に係る記憶は明確でない上、申立人の所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は、昭和46年4月1日と記載されている。

また、社会保険庁の保管する特殊台帳及びA市の保管する国民年金被保険者名簿で申立期間において申立人は未加入であることが確認できる。

さらに、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

しかし、申立人は先天性の障害を持っており、当該障害が障害等級第1級に該当するため、申立人が20歳に到達した昭和43年*月*日に障害福祉年金の受給権を取得し、申立期間を含む受給権取得時から昭和61年までの期間、障害福祉年金を受給しているほか、厚生年金保険の資格を43年12月29日に喪失しており、申立期間について国民年金の適用除外となる要因も無いことから、申立期間が未加入であることは、制度上明らかに誤りである。

このほか、社会保険庁の保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿から、申

立人は昭和 47 年 2 月ごろに国民年金加入手続を行ったと推認することができ、その時点で 20 歳までさかのぼり法定免除となるべきところ、申立人の国民年金加入手続に当たり、当該年度内である 46 年 4 月までしかさかのぼらなかつたという誤った手続を行った結果、申立期間が未加入期間となったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人について、申立期間の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年12月17日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていることが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月17日から20年7月1日まで

私は、昭和17年12月17日にA社（現在は、B社）C工場に徴用工として召集され、20年6月に入隊するまで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入とされているが、同じ日から勤務した同僚には記録があって私に無いのは納得できない。徴用工は強制のようなもので同僚と違うはずがないので、調査の上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社した同僚の供述及び申立人の当時の勤務形態等の具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に徴用工として勤務していたことが認められる。

また、申立ての事業所の保管する労働者年金保険被保険者資格取得届（控）から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和17年12月17日であり標準報酬月額が3等級30円であること、さらに、申立ての事業所の在籍証明書により在籍期間が17年12月17日から20年7月1日までであることが確認できる。

一方、A社の被保険者名簿については、現存する被保険者名簿は、戦後間もなく作成されたものであり、同じ日に資格取得した202人の年金番号には、何らかの事情によりかなりの数の欠落が確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録については、被保険者名簿の資格取得日等の記録と相違する点が多いことが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る申立期間の厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、終戦から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特定することは困難である。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に勤務していた事実及び事業主による資格取得の届出を行った事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に、焼失等した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 12 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の資格喪失日は 20 年 7 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(24万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(24万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(22万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(22万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(20万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額（112万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を112万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（112万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(30万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(30万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(63万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を63万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(63万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額（122万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の係る記録を122万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（122万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(28万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(28万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(20万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(29万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(29万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与支払届が、総支給額でなく税金、保険料等控除後の支給額で届出されているが、総支給額での厚生年金保険料を控除されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった12月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年3月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで

私は妻と共に、昭和46年8月から国民年金に加入し、同年11月に資格を喪失した後、48年9月25日から自営業を始めたことに伴い国民健康保険に加入するとともに、国民年金の再加入手続を行った。国民年金再加入後の保険料については、多少遅れて納付したかもしれないが、自宅に送られてきた納付書によって妻が夫婦二人分を漏れなく市役所窓口か金融機関のどちらかで納付したはずである。しかし、申立期間の保険料については納付記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、払出日は昭和46年9月ごろと推認できる。また、申立人夫婦は、この手帳記号番号により46年8月25日に被保険者資格を取得し、同年11月1日にいったん喪失した後、48年10月1日に再取得していることが確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していた地区では、昭和49年8月1日までは印紙検認方式により現年度保険料を徴収していたところ、申立人が保管する国民年金手帳の昭和48年度の保険料納付記録欄には検認印が押されていないことから当該期間分の保険料については現年度納付されなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳をみると、申立期間①後の昭和51年3月までの保険料を52年9月17日に過年度納付している記録が確認できる。この納付時点においては申立期間①の保険料は時効により納付することができないことから、申立人は申立期間①の保険料を現年度納付によっ

でも過年度納付によっても納付しなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人の特殊台帳をみると、保険料の現年度納付を開始したのは昭和 52 年度分以降であり、申立期間②前後の期間の保険料については昭和 52 年 9 月以降、過年度納付していることが確認できる。このことから、申立期間②の保険料についても現年度納付は行われなかったと推認でき、その後、51 年 7 月から同年 9 月までの期間について記録上 2 回目に過年度納付を行った 53 年 10 月時点では申立期間②の保険料は特例納付によるほかは時効により納付することができないところ、申立人夫婦は特例納付をした記憶は無いと述べている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情や該当の納付記録は確認できず、このほか申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年3月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで

私は夫と共に、昭和46年8月から国民年金に加入し、同年11月に資格を喪失した後、48年9月25日から自営業を始めたことに伴い国民健康保険に加入するとともに、国民年金の再加入手続を行った。国民年金再加入後の保険料については、多少遅れて納付したかもしれないが、自宅に送られてきた納付書によって私が夫婦二人分を漏れなく市役所窓口か金融機関のどちらかで納付したはずである。しかし、申立期間の保険料については納付記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、払出日は昭和46年9月ごろと推認できる。また、申立人夫婦は、この手帳記号番号により46年8月25日に被保険者資格を取得し、同年11月1日にいったん喪失した後、48年10月1日に再取得していることが確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していた地区では、昭和49年8月1日までは印紙検認方式により現年度保険料を徴収していたところ、申立人が保管する国民年金手帳の昭和48年度の保険料納付記録欄には検認印が押されていないことから当該期間分の保険料については現年度納付されなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳をみると、申立期間①後の昭和51年3月までの保険料を52年9月17日に過年度納付している記録が確認できる。この納付時点においては申立期間①の保険料は時効により納付することができないことから、申立人は申立期間①の保険料を現年度納付によっ

でも過年度納付によっても納付しなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人の特殊台帳をみると、保険料の現年度納付を開始したのは昭和 52 年度分以降であり、申立期間②前後の期間の保険料については昭和 52 年 9 月以降、過年度納付していることが確認できる。このことから、申立期間②の保険料についても現年度納付は行われなかったと推認でき、その後、51 年 7 月から同年 9 月までの期間について記録上 2 回目に過年度納付を行った 53 年 10 月時点では申立期間②の保険料は特例納付によるほかは時効により納付することができないところ、申立人夫婦は特例納付をした記憶は無いと述べている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情や該当の納付記録は確認できず、このほか申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年1月まで
昭和48年に子供ができたので保険証を作りA町役場に行ったところ、年金とセットでないと入れないと言われたので、国民年金に加入した。
その後、納付書が送られてきたので、毎月銀行か郵便局で振り込んでいた記憶があるのに未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入時期等の記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から昭和57年11月ごろに払い出されたと推認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は国民年金保険料を毎月納付書で支払っていたと申し立てているが、A町では、申立期間における納付書による納付については、本人が希望しない限りは期（3か月）ごとの納付であり、納付期間が期ごとの納付から毎月納付へ変更されたのは昭和59年ごろであるとしている上、申立期間の一部期間においては印紙検認方式であった可能性があるとしていることから、納付方法が合致しない。

加えて、A町では、申立人の国民健康保険の加入状況について当時の資料が保存されていないことなどから、不明としている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 6 月の結婚式を控え、A社を退職することとしたが、会社から頼まれ、3月末日まで勤務したことを覚えている。

会社も3月分の厚生年金保険料を徴収したと言っているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立ての事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、49 年 3 月 26 日に資格を喪失しているとされているが、当該原票の記載内容に訂正等の形跡は無い上、雇用保険の加入記録でも離職日は同年 3 月 25 日とされ、厚生年金保険加入期間と一致しており、申立期間について申立人が申立ての事業所に在籍していた事実は確認できない。

また、申立ての事業所では、「申立期間当時の経理責任者は、申立人の退職日は3月31日であり、3月分の厚生年金保険料も申立人から徴収したと記憶している。」としているが、この供述を裏付ける関連資料は無く、当該事業所では、各月25日が給与の締切日であり、当該事業所の被保険者原票により、同日付けで退職している従業員が多数確認できることから、申立人の退職日に不自然さは無く、逆に申立人の資格喪失の取扱いのみが特別であったとする供述は不自然であり、その根拠もあいまいである。

さらに、被保険者原票により、昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日までの期間に申立ての事業所で厚生年金保険に加入している申立人を除く 12 人の従業員のうち連絡のとれた 10 人に照会しても、申立人の退職時期や退職月における保険料の控除に係る具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほかに、申立期間に係る申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 2 日から 40 年 2 月 2 日まで
③ 昭和 50 年 1 月 7 日から同年 3 月 7 日まで

私は、昭和 27 年 5 月ごろ、A社にアルバイトとして入社し、その後正社員として働いていた（申立期間①）。

申立期間②のB社及び③のC社は、いずれも職業安定所で紹介された会社で、求人票に社会保険完備と書かれていたことを記憶している。

申立期間の記録が無いのはおかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が当該事業所で昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人は、「最初のころはアルバイトとして働いており、毎日帰る時に賃金を受取っていた。」と供述し、申立人と同じ日に資格取得している同僚は、「自分も、実際の勤務は昭和 27 年ごろからで、28 年 5 月までは日雇いのようなもので、日々又は 10 日分ずつ給与をもらっていた。厚生年金保険の加入時期は記録どおりで間違いない。」と供述している。このことから、申立期間については、申立人は厚生年金保険には加入していなかったとしても不自然さは無く、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の同被保険者原票の記録により、申立人が当該事業所で昭和 40 年 2 月 2 日から 41 年 6 月 4 日までの期間について

て、厚生年金保険に加入していることが確認でき、雇用保険の加入記録も当該期間に一致している上、申立期間については、雇用保険の加入記録は無い。

また、申立ての事業所によると、「昭和 37 年ごろの社会保険の各種申請書の控えの一部と 37 年から 41 年ごろまでの期間の履歴書や人事記録が残っているが、申立人に係る記録は確認できない。」としており、当該事業所における申立期間に係る勤務形態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和 50 年 1 月 7 日に申立ての事業所における厚生年金保険の資格を喪失していることとされており、雇用保険の記録でも、申立人は同年 1 月 6 日に事業主都合により離職し、失業給付が支給されていることが確認できる上、申立人も失業給付を受けていたことを記憶していることから、申立期間③については厚生年金保険に加入していなかったものと推認でき、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 4 月 1 日から A 病院に検査技師として勤務し、7 年 3 月末日までの 12 か月働いていた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が平成 7 年 3 月 31 日となっており、被保険者期間が 11 か月となっている。

3 月末日をもって退職するとの退職願を提出し、3 月末日まで勤務していたことは間違いなく、病院の資格喪失日の届出誤りなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての病院に 3 月末日まで勤務しており、当病院による届出誤りであると主張しているが、申立人が当病院において平成 7 年 3 月 31 日まで在籍していた事実を裏付ける関連資料及び関係者の供述は得られない。

また、申立人の申立ての病院における厚生年金保険加入期間は、社会保険庁のオンライン記録により、平成 6 年 4 月 1 日に資格を取得し、7 年 3 月 31 日に資格を喪失したとされているが、雇用保険の加入記録でも、6 年 4 月 1 日に被保険者となり、7 年 3 月 30 日が離職日とされていることが確認でき、これらの記録は一致しており、不自然さは無い。

さらに、当時の事務責任者は「当時の病院の事務処理規程等は無く、末日付け退職者及び翌月 1 日付け退職者の取扱いの区分は不明だが、末日退職者については退職月の保険料は控除していなかった。」と供述しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 4 月 28 日まで
昭和 41 年 4 月に A 病院の附属准看護学校に入学し、半日又は一日の授業(講義や実習)の合間に、同病院の業務に従事する変則的な毎日だった。
昭和 43 年 3 月に卒業してから、同病院や系列の病院に勤務し、45 年 3 月末に退職したが、在学中の申立期間の加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立ての准看護学校に 2 年間在籍していたことは同校の指導要録から確認できる。

しかし、同校の第 1 期生から第 4 期生について、在学中の厚生年金保険の加入状況を調べたところ、第 1 期生は入学時から昭和 42 年 3 月の卒業時まで継続して加入しているが、申立人を含む第 2 期生と第 3 期生はいずれも入学時には資格取得しているものの、42 年 6 月 1 日に全員が同時に資格喪失しており、第 4 期生は 43 年 4 月の入学時から加入記録が無い。

また、同病院では、申立人を含む同校の生徒については、業務に従事する時間が短く、雇用保険にも加入させていなかったことから、職員としての取扱いが行われておらず、当初は厚生年金保険に加入させていたものの、何らかの理由により昭和 42 年 6 月をもって一斉に資格喪失させたことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、同校は平成 11 年度末に廃止されており、同校及び同病院の運営者である医療法人は「当時の記録が無く、関係者も死亡しているため、当時の状況は不明である。」としており、このほかに保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年3月31日まで
② 昭和27年3月から33年12月まで
③ 昭和37年1月から42年2月まで
④ 昭和49年3月から52年3月まで

申立期間①について、小学校卒業後、昭和18年4月1日からA社B工場に正社員として勤務した。

申立期間②及び③について、時期ははっきりと記憶に無いが、C社の社宅の建設、D中学校の建設を大手建設会社数社（E社、F社及びG社）が請け負っており、私は、それぞれの建設現場でとび職人や大工職人の手元等で働いていた。

なお、昭和34年から36年までの期間については、H社が受注した海岸埋立工事に従事したが、当該事業所では厚生年金保険には加入していなかったことを記憶している。

申立期間④について、I社の従業員としてJ市内の団地造成工事現場で石工の手元等で就労した。

いずれの期間も必ず厚生年金保険に加入しているはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和19年3月26日に小学校を卒業（修了）していることが学校が保管する修了証書台帳により確認できる。

また、申立人が同時期に申立ての事業所に入社したとする同級生等のうち、確認できる者の資格取得日はいずれも昭和19年3月以降となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払

出簿及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれでも、申立人は昭和19年3月31日に資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間①については、申立人の記憶誤りであると推測される。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が記憶する社宅の建設及び中学校の建設が申立期間中に行われていたことは、それぞれの建設工事の発注者への照会結果により確認できる。

しかし、申立人が記憶する大手建設会社では、いずれも申立人の在籍の確認ができないとしている上、当該建設工事に係る下請事業所を特定できる資料も無いとしている。

また、申立人も申立期間について具体的に勤務したとする事業所名及び当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立ての事業所の元事業主及び事務担当者に聴取したが、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

また、申立人が一緒に働いていたとする石工についても、当該事業所では、当時、当該石工に石垣工事を依頼したが、当事業所では厚生年金保険に加入させていないと供述しており、当該石工の加入記録は確認できない。

さらに、当該石工は申立人を記憶していないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に係る整理番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

- 4 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月5日から30年12月15日まで
私は、昭和26年9月5日に国の出先機関に非常勤職員として採用された。その後、昭和30年12月16日に正職員となり、共済組合に加入したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の保管する履歴書により、申立人が申立ての事業所に昭和26年9月5日から事務補助員として勤務し、30年12月16日に正規採用となったことが確認できる。

しかし、申立人と同一日に申立人と同様の雇用形態で非常勤職員として採用された二人の同僚についても、昭和27年10月1日に正職員となっているが、いずれも正職員となるまでの期間の厚生年金保険加入記録は無い。

また、申立ての事業所の担当者は、「当時は、正規採用予定の非常勤職員と短期雇用の非常勤職員がおり、厚生年金保険に加入しているのは短期雇用の非常勤職員と思われる。正規採用の基準は時期によって異なっているが、勤務期間、勤務日数等の条件を満たして正規採用となっていたようである。申立人と二人の同僚は、正規採用予定の事務補助員（非常勤職員）であり、当時の採用基準を満たした段階で正規採用となったものと思われる。」と説明している。

さらに、申立ての事業所で、厚生年金保険の加入記録が確認できた非常勤職員99人のうち、80人が資格を取得してから1年以内に資格を喪失しており、厚生年金保険に加入していたのは短期雇用の非常勤職員であったとする担当者の証言を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人の同僚は、「当時、試験に合格して非常勤職員として採用された者は、何年かして正職員になっていた。自分も数年後に正職員となったが、

人により勤務内容や正規採用の時期はそれぞれ違っていた。自分の年金記録は間違いない。」と供述している。

なお、申立期間は通算年金通則法の適用（昭和 36 年 4 月以降）以前であり、当時は、厚生年金保険の加入期間が 20 年未満の場合は年金の受給ができなかった時期であるため、共済組合に加入することを前提として採用された非常勤職員については厚生年金保険の加入手続がなされなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から同年 10 月 21 日まで

私は、自衛隊を除隊した昭和 36 年 1 月の翌月から、近所の C 社の社長の紹介で A 社に入社し、入社当日に A 社の社長に連れられ取引先の B 社に行き、その社員の指示で商品の搬送や社員の送迎の運転業務に従事していた。

給与は、A 社の社長から毎月手渡しされていたのに、社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた申立期間について未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が商品の搬送や社員の送迎の運転業務に従事していたとする取引先事業所が申立人の記憶する所在地に存在し、申立人が記憶する同事業所の社員 3 人が当時在籍していたことが確認できることから、申立人が取引先事業所での業務に関係していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 3 月 1 日であるが、34 年 11 月 29 日には適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所の事業主が同一住所地で類似名称の D 社の事業主となっていること、及び当該事業所は昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで適用事業所であったことが確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人の記憶する同僚は、昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 29 日の期間に申立ての事業所での加入記録が確認できるが、申立期間についてはいずれの事業所でも加入記録は見当たらない。

加えて、申立ての事業所は既に解散しており、当時の事業主及び同僚並びに取引先事業所の関係者は既に死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 11 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 2 月 11 日に A 社と雇用契約を交わし、翌日から働き始めたが、厚生年金保険の資格取得日が同年 4 月 1 日になっている。働き始めた時期から厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の役員の供述により、申立人が平成 2 年 2 月 11 日から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立ての事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、平成 2 年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、雇用保険の加入記録でも、同日に被保険者となっていることが確認でき、申立期間の加入記録は無い。

また、申立ての事業所の役員は、申立人が入社した時点での申立人の厚生年金保険の資格取得の手続を失念し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと供述している。

さらに、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の申立ての事業所の厚生年金保険の被保険者記録について、当該事業所では、平成 2 年 4 月 1 日から同年 2 月 11 日への資格取得日訂正届を 20 年 12 月 15 日付けで管轄の社会保険事務所に提出されているが、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは

認められないものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 29 日まで

昭和 41 年 10 月に申立事業所に採用されて結婚退職する 44 年 4 月まで住み込みで勤務していた。給与からいろいろと天引きされており、事業主により厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間中、私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する厚生年金保険・健康保険被保険者名簿に申立期間後の昭和 43 年 6 月 29 日から 44 年 4 月 2 日の加入記録があり、申立事業所における雇用の実態は確認できるものの、申立期間において申立人の加入記録が無い上、当該名簿の申立期間前後の健康保険証の番号に欠番は無く、厚生年金保険被保険者であったことは確認できない。

また、申立事業所における申立人に係る雇用保険被保険者記録においても、申立期間のごく一部（昭和 43 年 6 月 10 日から同年 6 月 29 日までの期間）に申立事業所に係る加入記録がみられるものの、申立期間の大半において加入記録は無い。

さらに、申立事業所によると、申立期間当時の社会保険関係の書類等は残存しておらず、その当時の従業員について、社員寮に住み込みで勤務していたか否かや、職種の違いによって厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたかどうかは不明であるとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除についての記憶もあいまいであり、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 644(事案 289 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 5 月 31 日から 25 年 10 月 16 日まで
(A 丸)
② 昭和 25 年 10 月 16 日から 31 年 3 月 10 日まで
(B 丸)

海軍に属した後、終戦後故郷の C 県 D 村に帰り、昭和 23 年ごろ、父が所有する船「A 丸」に乗った。当時は不景気で、E 公団ができたころ、A 丸で F 地に行き、石炭を運搬していた。父は、船員保険に加入していたと思う。

不景気であったが、昭和 25 年夏ごろ朝鮮動乱が始まり、米軍が朝鮮の G 地で傭船と船員を募集するようになった。このごろ、叔父が所有する船「B 丸」に乗っていたが、G 地に行けば賃金が良いので私が乗って行くと叔父を納得させ、H 港に集結した。ここで船舶検査の合格が出たので、26 年初めごろ、G 地に向かった。G 地に向かう前に、叔父とは船員保険への加入をきちんとしておくよう言い合った記憶がある。その後、叔父が船員保険の手续をしたかどうかは分からない。

前回の申立てで認められなかったので、再度申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

I 社会保険事務局には、申立人が乗船していた A 丸及び B 丸に係る船員保険被保険者名簿が無く、また、社会保険庁保管の旧台帳にも、申立人の申立期間に係る被保険者記録が無いことから、両船の船舶所有者は船員保険の新規適用船舶所有者届を行っていないものと推認することができる。

さらに、申立人には、船員手帳以外に申立期間当時の船員保険加入の有無や給与からの船員保険料の控除の有無等を証する関連資料(家計簿、確定申告書

等) も無い。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間における船員保険への加入を認めてほしいと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 3 日まで

私はA事業所に昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 3 日まで勤め、結婚のため退職した。65 歳になって年金手続きをしたところ厚生年金保険を脱退していると言われたが、結婚後、申立事業所がある B 市から C 市に嫁ぎ、夫と夫の両親、義理の妹と同居して昭和 38 年*月*日に C 市の病院で長男を出産した。妊娠中は脱退届を社会保険事務所に出しに行っていないことも皆知っている。

また、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書を受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、申立事業所の上司からは、申立人が厚生年金保険は脱退しないと伝えたとする供述を得ることができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 11 月に申立事業所に正社員で入社した。申立事業所の常務も、私が勤務していたことを覚えているとのことなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立期間に係る人事記録等の資料を保管していない上、申立人が名前を挙げた同僚 2 人を含む同僚 6 人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立事業所における被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する記憶が明らかでなく、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 21 日から 35 年 6 月 21 日まで
〔A社〕
② 昭和 35 年 7 月 4 日から同年 8 月 8 日まで
〔B社〕
③ 昭和 35 年 8 月 12 日から 38 年 1 月 30 日まで
〔C社〕

A社、B社及びC社に勤務したが、昭和 38 年出産のためC社を退職した。年金記録調査の回答において、申立期間は厚生年金保険の脱退手当金を支給していることになっていますが、支給を受けた覚えは全く無いので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後合わせて 13 ページに記載されている被保険者のうち、申立人とほぼ同時期に資格を喪失した女性退職者は 22 人となっており、これらの者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 10 人に支給記録があり、このうち申立人を含む 9 人が厚生年金保険資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給された旨が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 7 月 4 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月22日から同年11月26日まで
私は、昭和23年5月22日から同年11月26日までA社のB丸に乗船した。
この時の船員手帳を所持しているにもかかわらず、申立期間について船員保険の被保険者記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において申立ての船舶に乗り組み、機関員として使用されていたことは確認できる。

しかしながら、当該手帳には、船員保険の得喪、標準報酬月額等に関する記載欄の記入が無く、同手帳により申立人が申立期間において船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

また、船舶所有者であるA社の所在地並びに船員手帳に記載されている雇入地及び雇止地を所轄する社会保険事務局が保管している申立船舶に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時、船員保険料を給与から控除されていたかどうかはよく覚えていないと供述しており、このほか申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 42 年 12 月ごろまで
年金特別便の加入記録から、昭和 42 年ごろに 1 年弱勤務していた A 社の加入記録が無いことが分かった。厚生年金保険料を差し引かれ、健康保険証も持っていたので加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚 4 人の加入記録をみると、1 人は申立人と同様、加入記録が無く、加入記録がある 3 人のうち 2 人は申立期間について加入していないことから、申立事業所は厚生年金保険の加入について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

また、申立事業所は既に廃業しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金被保険者原票では、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 1 月まで
昭和 45 年は、結婚した年であり、A社（B県C市）に勤務していた。健康保険証を使った記憶があり、健康保険証は年金とセットでないと作ってくれないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

住宅地図（昭和 45 年 6 月発行）によると、申立人が勤務していたとする場所には申立事業所に類似した名称の事業所が掲載されているが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B県内には申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、B県D市に申立事業所に類似した名称の事業所はあるが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の氏名の記載は無い上、事業主は、「申立人は在籍していない、C市に営業所をもった覚えは無い。」としている。

加えて、申立人が健康保険証を使用したとする病院は、当時の資料を既に廃棄しているため、健康保険証の内容を確認することができない。

このほか、同僚の供述が得られず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。